

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号			仕 様 書 番 号	
医療用酸素の 輸送役務			E Y B - Z 1 0 0 2 0 0	
			防 衛 大 臣 承 認	
			作 成 年 月 日	令 和 4 年 6 月 1 3 日
			変 更 年 月 日	令 和 年 月 日
			作 成 部 隊 名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処 総 務 部

### 1. 適用範囲

この仕様書は、一般貨物自動車運送事業中、宅配便に係る関東補給処用賀支処発送（発地：東京）の医療用酸素の輸送に適用するものとする。

### 2. 輸送役務の内容

- (1) 官側の指定する発地から着地まで輸送すること。  
詳細は、調達要領指定書によるものとする。
- (2) 離島に関しては各社の約款による。
- (3) 上記役務を履行するに際し、各駐屯地に対応する最寄の営業所等を事前に指定し、緊密な連絡体制を保持すること。（官側の事前承認を必要とする。）
- (4) 高压ガスは、高压ガス保安法に規定する危険物(第4類)に該当するため、関係法令等に従って輸送すること。
- (5) 寸法区分・重量は、各社の約款による。
- (6) 輸送期限  
荷物の発送から到着までの所要日数は、発送日を含め離島を除き10日以内とする。

### 3. 輸送役務の履行要領

- (1) 輸送役務は、分任契約担当官（分任支出負担行為担当官）が発行する発注書に基づき実施する。
- (2) 発注を受けた輸送役務を完了したときには、関東補給処用賀支処総務部輸送課輸送班に所在する役務検査官に速やかに報告するものとする。
- (3) 補償限度額は、次のとおりとする。
  - ア 契約業者の責に帰する理由により、荷物に損害が生じた場合は、当該荷物の相当額に値する修補若しくは代品の引渡し又はその損害を賠償しなければならない。
  - イ 荷物の滅失、き損、延着等の原因が契約業者約款(国土交通大臣認可)に定める免責事項に該当した場合は、賠償を免除するものとする。ただし、故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。